

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	みかん訪問看護リハビリステーション
所在地	茨城県水戸市堀町2277-54ブランドールB棟101号
連絡先	050-3125-5378
管理者名	沼田 茜
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	0860190644 号
地域区分	5級当地
サービス提供地域	水戸市 ひたちなか市の一部、那珂市の一部、笠間市の一部、茨城町の一部

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00～午後17:30
定休日	毎週土曜日 日曜日

※8/13～8/15、12/30～1/3までお休みとなります。

(3) 職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 1人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 1人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人

(4) ディスクローチャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL :

担当者: _____ 沼田 茜

受付時間: 午前9:00～午後4:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援し、日常生活機能の維持、回復や重度化予防をすることなどの居宅において療養生活を営めるようにすることを目的とします。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供いたします。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努めます。ご利用者様個々のご希望を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携を図り、包括的ケアシステムの中での訪問看護サービスの提供に努めます。

4 利用料金

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【令和五年六月一日施行】に基づき料金を定めるものといたします。

(1) 介護保険をご利用の方

- 基本料金（サービス提供1回につき） ※1 単位 10 円で計算しております

サービス所要時間	単位数	1 割負担
20 分未満	314 単位	314 円
30 分未満	471 単位	471 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位	823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	1128 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合（20 分）	294 単位	294 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）は25%増、
深夜（22：00～6：00）は50%増となります。

※准看護師の訪問看護の場合、所定単位数の90%を乗じた単位数となります。

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合は、1日に2回を超えて実施する場合は90%を乗じた単位数となります。

・その他の加算 ※1 単位 10 円で計算しております

加算項目		単位	1 割負担	
初回加算 (I)		350 単位	350 円	
初回加算 (II)		300 単位	300 円	
特別管理加算 (I) (1 月につき)		500 単位	500 円	
特別管理加算 (II) (1 月につき)		250 単位	250 円	
※長時間訪問看護加算 (I)(II) 対象者 90 分以上		300 単位	300 円	
緊急時訪問看護加算 (I) (1 月につき)		600 単位	600 円	
ターミナルケア加算 (死 亡 月)		2500 単位	2500 円	
口腔連携強化加算		50 単位	50 円	
複数名訪問 加算	看護師	所要時間 30 分未満の場合	1 回 254 単位	254 円
		所要時間 30 分以上の場合	1 回 402 単位	402 円
	介護士	所要時間 30 分未満の場合	1 回 201 単位	201 円
		所要時間 30 分以上の場合	1 回 317 単位	317 円

加算項目		単位	1 割負担
看護体制強化加算 (I) (1 月につき)		550 単位	550 円
看護体制強化加算 (II) (1 月につき)		200 単位	200 円
サービス提供体制強化加算 (I) (訪問時)		6 単位	60 円
サービス提供体制強化加算 (II) (訪問時)		3 単位	30 円

※看護体制強化加算について

・訪問看護を利用している方のうち医療依存度の高い方が利用者数の 30% 以上占める場合に加算が
つきます。加算を算定する場合は利用者様へ説明し同意を得たうえでの算定になります。

※サービス提供体制強化加算について

看護師ごとに研修計画を作成し実施し、看護技術指導を目的とした会議を定期開催している場合に算
定されます。

介護保険の料金は地域区分によって、単位あたりの換算(加算)額が変わります。利用における単位の
費用計算におきましては、地域区分加算に順ずるものとして計算いたします。

水戸市は 5 級地となります。加算割合 10%、人件費割合 70% のため、1 単位 10.7 円となります。

(2) 医療保険をご利用の方

サービス所要時間	金額	1 割負担	
訪問看護基本療養費 (I)	週 3 日まで	5550 円	555 円
	週 4 日目で以降	6550 円	655 円
緩和・褥瘡ケア専門看護師	同一日に共同の訪問看護	12850 円	1285 円
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者 3 名以上の場合)	週 3 日まで	2780 円	278 円
	週 4 日目で以降	3280 円	328 円
訪問看護基本療養費 (III)	(外泊中の訪問看護)	8500 円	850 円
訪問看護管理療養費	月の初日	7670 円	767 円
訪問看護管理療養費 2	2 日目で以降	2500 円	250 円
早朝・夜間加算	(6~8 時) (18 時~22 時)	2100 円	210 円
深夜加算	(22 時~6 時)	4200 円	420 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の訪問	4500 円	450 円
	1 日 3 回以上の訪問	8000 円	800 円

複数名訪問看護加算	看護師 週1回	4500円	450円
	准看護師 週1回	3800円	380円
	看護補助者 週3回	3000円	300円
24時間対応体制加算	1月につき	6800円	680円
緊急訪問看護加算	月14日まで	2650円	265円
	月15日目以降	2000円	200円
退院時共同指導加算	退院後の初回訪問時	8000円	800円
長時間訪問看護加算	週1回まで	5200円	520円
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡時	25000円	2500円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円
	看取り介護加算等 (施設側が算定)を算定時	10000円	1000円

(3) 保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

通院同行サービス	最初の60分まで	10000円
	30分延長ごとに	5000円
ファイル・連絡ノート代	初回訪問時のみ	500円
エンゼルケア	お亡くなりになったとき	15000円

※上記料金の消費税10%が加算されます。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	100円
-----	--------	------

※ご自宅に駐車スペースが無い場合は、タクシーや交通機関利用の実費もしくは近隣の駐車場料金をご負担いただきます。

(5) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の16時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の16時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに料金を告知いたしますので、27日に予め指定された方法でお支払いください。

(7) 利用料等のお支払方法

口座引き落とし

※トラブル防止のため口座引き落としにてお支払いをお願いしております。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業者が、利用者に提供するサービスは主治医の訪問看護指示と担当の介護支援専門員の立てるケアプランに基づいて行うものです。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

訪問看護サービスの契約を結んだ後、ご同意頂いた看護計画に沿ってサービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合。但し、条件を変更して再度契約することもできます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、ご利用者様が事業者文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者が料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

サービス提供日時・内容の詳細は別途訪問看護計画書において随時ご説明させていただきます。その際、訪問看護における同意書をご記入いただきます。

6 緊急時等の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各所へ連絡します。

主 治 医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄)
	連 絡 先	